

# 第2次所沢市産業振興ビジョン策定支援業務委託プロポーザル方式審査実施要領

## 1 業務の目的

本市では平成30年1月に所沢市産業振興ビジョン（以下、「現行ビジョン」という。）を策定し、本市の産業振興における将来像や基本方針等を示し、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とし、施策を具体的に展開するアクションプランを前期5年間、後期5年間に分けて策定した。

令和9年度末をもって現行ビジョン策定から10年が経過することになり、事業者等を取り巻く環境も策定当時から大きく変化したことで、改めて産業振興における将来像や基本方針を検討する必要がある。

本業務は、令和10年度からを期間とする第2次所沢市産業振興ビジョン（以下、「次期ビジョン」という。）の策定を主な目的とし、現行ビジョンにおける本市の経済状況等を分析し、関係団体等へのヒアリング等を通じて調査・研究・分析を行うとともに、策定業務に関わる全般的な支援を行うものとする。

## 2 件名

第2次所沢市産業振興ビジョン策定支援業務委託

## 3 選定方法及び参加資格

選定にあたっては「公募型プロポーザル方式」を採用する。本業務に関する仕様書等をもとに、参加者の企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行い、総合評価により事業者を選定する。

なお、本プロポーザルに参加できる事業者は、本業務の趣旨を理解し、次の事項を全て満たしていることとする。

- (1) 過去に本事業に類似する業務委託を履行した実績のある事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号及び第3号の規定に該当しないこと。
- (3) 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

## 4 企画提案に係る仕様書

企画提案の仕様は、別紙「第2次所沢市産業振興ビジョン策定支援業務委託仕様書」のとおりとする。

## 5 予算額

7,200,000円（消費税込み）を上限とする。

※各年度の限度額

令和8年度：4,900,000円

令和9年度：2,300,000円

## 6 事業全体のスケジュール（予定）

実施項目	日程
実施要領等の公表	令和8年6月15日(月)
実施要領等に関する質問受付	令和8年6月15日(月)～6月26日(金)午後5時まで
質問に対する回答	令和8年7月2日(木)
事業提案書の提出	令和8年7月9日(木)午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年7月23日(木)
優先交渉権者決定等結果通知	令和8年7月28日(火)
優先交渉権者との契約に関する協議	令和8年8月上旬
契約締結	令和8年8月中旬

※上記スケジュールは予定であり、日程に変更が生じることがあります。

## 7 企画提案書について

### (1) 提出物

提出物は下記①～⑥に示すものとし、原則としてA4版で作成すること（紙面の都合上A3版を使用する場合は、A4版に折りたたむこと）。また、提出物は左とじとし、表紙に「第2次所沢市産業振興ビジョン策定支援業務委託事業提案書」と標記すること。

- ① 第2次所沢市産業振興ビジョン策定支援業務委託事業提案書（様式1。社判・代表者印を押印のこと）
- ② 第2次所沢市産業振興ビジョン策定支援業務委託事業提案調書（様式2）
- ③ 見積書（社判・代表者印を押印のこと。仕様書等を参考に積算し、その内訳を添付すること。）
- ④ 独自提案書（様式自由。貴社が本事業に発揮できる強み、資格等）
- ⑤ 業務実績一覧表：本市の委託範囲と類似の受託実績があれば「自治体名、契約名、契約金額」を記すこと。
- ⑥ 会社概要等、会社の事業内容がわかるもの

(2) 提出部数 … 原本1部及びコピー10部

(3) 提出期限 … **令和8年7月9日(木) 午後5時必着**（持参又は郵送）

※提出期間を過ぎての企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。

## 8 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問がある場合は、以下により受け付ける。

(1) 質問方法：原則として、質問用紙（様式不問）により提出すること。

(2) 提出方法：持参、郵送、FAX、電子メール

(3) 提出期限：令和8年6月26日(金) 午後5時(必着)

(4) 提出先：所沢市産業経済部産業振興課（市役所別館）

電話 04-2998-9157

FAX 04-2998-9162

電子メール [a9157@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9157@city.tokorozawa.lg.jp)

(5) 回答方法：令和8年7月2日(木) 午後5時15分までに、電子メール等で全社に回答

※郵送、FAX、電子メールで質問用紙を送付した場合は、その旨連絡すること。

## 9 プレゼンテーション審査について

- (1) 審査日時：令和8年7月23日(木)  
※時間は事業者ごとに異なるので、別途連絡する。
- (2) 審査会場：所沢市役所 別館会議室
- (3) 提案者の持ち時間：説明10分、質疑応答10分程度
- (4) 説明は、提案書の内容をもとに行うこと。
- (5) プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、本委託業務に直接携わる者が必ず出席すること。
- (6) プレゼンテーション及び審査は非公開とする。
- (7) プレゼンテーションに使用する機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは市が準備し、パソコン等は参加者が用意するものとする。
- (8) 提案書類等の提出があったのが1者のみの場合でも、審査基準に基づき審査を実施する。
- (9) 審査結果については、決定後速やかに文書で通知する。

## 10 審査のポイント

項目	内容
基本事項	業務を円滑かつ効果的に進めるための業務実施方針を有しているか
	業務の遂行にあたり、十分な実績を有しているか
業務体制	業務を遂行する上で人員が適切に配置され、業務分担できているか
	工程計画が適切かつ効率的に組まれているか
提案内容	基礎的情報収集における調査、分析力を有しているか
	人流分析調査において、的確に調査を行うための提案ができているか
	産業振興ビジョン推進会議等における意見や意図を適切に反映させる方法が適切であるか
	最終稿の提出に当たり、本市が最終校正をすることがないよう、内容確認方法が適切であるか
	業務を円滑かつ効果的に進められる提案であるか
見積金額	企画提案内容と見積額が妥当なものであるか

## 11 その他の留意事項

- (1) 提案書作成及びプレゼンテーションに要する費用については、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された資料については返却しない。
- (3) 提案書の提出後において、原則として記載された内容の変更は認めない。
- (4) 提出された提案書等の書類は提案書の審査以外の用途において提出者に無断で使用しないが、所沢市情報公開条例の規定に基づき情報公開の対象となる。
- (5) 所沢市は、選定された委託業者と協議を実施するなかで、業務の具体的な実施に関して、提案書の内容の変更や新たな提案を求めることがある。

## 1 2 提出・問合せ先

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

所沢市産業経済部産業振興課（市役所別館） 担当：安齊、濱仲

電話 04-2998-9157

FAX 04-2998-9162

電子メール [a9157@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9157@city.tokorozawa.lg.jp)